庁名　　千葉地方裁判所管内の簡易裁判所

郵便切手及び予納金一覧（令和7年10月1日～）

カテゴリ	申立ての種類	郵便料 郵便切手の場合 500円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	2円	合計額	予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。郵便切手で納付する際は不要	備　考
民事訴訟	通常訴訟	8	10	5	5		5	5		6000円	現金・電子納付の予納額は郵便切手の総額と同額	当事者が1名増すごとに、合計3000円（1500円2組追加）〔1500円の内訳：500円2枚、110円2枚、100円2枚、10円8枚〕を追加。
	少額訴訟	8	10	5	5		5	5		6000円		
	手形小切手訴訟	8	10	5	5		5	5		6000円		
	少額判決異議	8	10	5	5		5	5		6000円		
	控訴	8	10	5	5		5	5		6000円		
	再審	8	10	5	5		5	5		6000円		
民事調停	民事調停	4		8				13		2930円	現金・電子納付の予納額は郵便切手の総額と同額	当事者が1名増すごとに、1600円〔内訳：500円2枚、100円5枚、10円10枚〕を追加。
	特定調停			5				15		650円		当事者が1名増すごとに、540円〔内訳：100円 4枚、10円14枚〕を追加。
支払督促	支払督促	2	2							1220円	郵便切手のみ	※1　左記合計額に加え、①通常はがき1枚（債権者の宛名を記載したもの）②債務者宛て正本送付用郵便切手110円分③債権者宛て発布通知用の郵便切手110円分を追加。 ただし、③について次の※2に該当する場合は、枚数に対応する金額を追加。 ※2「請求の趣旨・原因」の枚数が以下の場合、左記合計額に加え、対応する郵便切手額を追加。 ・4枚まで+0円 ・5～10枚+70円 ・11～24枚+160円 ・25～47枚+210円 債務者が1人増すごとに、左記の額の組合せの郵便切手及び※1の①②を1組ずつ追加。
	仮執行宣言	2	2							1220円		左記合計額に加え、上記※1の①③を追加。 前記※2に同じ。 債務者が1人増すごとに、左記の額の組合せの郵便切手及び前記※1①を1組ずつ追加。
	休日特別送達	2	4		1					1490円		左記合計額に加え、通常はがき1枚（債権者の宛名を記載したもの）を追加。 前記※2に同じ。
	就業場所送達	2	3							1330円		
	付郵便送達	1	1		1	1				700円		
意思表示の公示送達	意思表示の公示送達	2			4	3				1320円	郵便切手のみ	
公示催告	公示催告	4	3		2	2				2510円	郵便切手のみ	
債権執行	少額債権執行	9	10		5		5	5	5	6010円	郵便切手のみ	債務者が1名増すごとに1220円〔内訳：500円2枚、110円2枚〕を追加。 第三債務者が1名増すごとに1990円〔内訳：500円3枚、110円3枚、50円2枚、20円3枚〕を追加。
保全事件	不動産仮差押	4		6				17		2770円	郵便切手のみ	当事者が1名増すごとに、左記の額の組合せを1組追加。
	債権仮差押	6		4	2			12		3620円		債務者が1名増すごとに、1220円〔内訳：500円2枚、100円2枚、10円2枚〕を追加。 第三債務者が1名増すごとに、2180円〔内訳：500円4枚、50円2枚、10円8枚〕を追加。 ※左記金額は、債権者への決定正本、陳述書の送付料を含む。
抗告	抗告（一般）	4	2	4			9	20		3000円	現金・電子納付の予納額は郵便切手の総額と同額	当事者が1名増すごとに、左記の額の組合せを1組追加。
訴訟費用確定処分	訴訟費用確定処分（催告あり）	4	5							2550円	現金・電子納付の予納額は郵便切手の総額と同額	当事者が1名増すごとに、左記の額の組合せを1組追加。
	訴訟費用確定処分（催告なし）	4	4							2440円		